

事業実施者

【提出期限】 一括発注・共同利用タイプの場合は、事業実施機関に先に提出して下さい。
(下記はマリノフォーラム21への提出期限です。)

事業完了後 30 日を経過する日、又は令和5年1月20日(金)の早い方

【必要書類】 () 内、提出形式

- 水産庁実施要領別記様式第 12 号
(HPにWord様式があります。)
- 見積書 (PDF)
- 見積書の日付が交付決定日以降か。
- 納品書、請求書 (PDF)
- 領収書 (※手数料を引いた振込証ではその金額で補助金算定されますのでご注意ください)
(PDF)
- 導入した機器等の設置状況写真 (PDF)
- 財産管理台帳 (HPにExcel様式があります。)
- 補助金振込先連絡票 (HPにWord様式があります。)
- 補助金振込先口座名義 (カタカナの名義を含みます。)、振込先 金融機関名、支店番号、貯金の種別、口座番号等が確認できる預金通帳のコピー等 (PDF)

【提出先】 各事業実施機関
(水産業支援サービス導入タイプの場合は、直接マリノフォーラム21へ)

